

大学授業料減免

「在校生には従来通りの支援」に

共産党すごい

ホッとした

の声

兵庫

来年度から実施される大学生への修学支援制度の創設に伴って、現行の授業料減免を受けていた学生が対象外となる問題で、1月23日、兵庫県の森ゆき子姫路市議と金田峰生党国会議員団兵庫事務所長が、大門みさし参議院議員とともに文科省に質しました。

森市議のところに、ある国立大学に通う学生の親から相談が寄せられていました。政府は、在校生については、引き続き支援を行えるよう予算措置を行うことを表明していたにも関わらず、当該大学では、学生にまったく周知していませんでした。この大学に通う娘さんから泣きながら「大学を辞めなければいけない」と親に電話がかかってきたことから、こうした事態が判明しました。

他の学生の間にも不安と混乱が広がっており、大学の定期試験を前に、進路を諦め、退学を覚悟する学生や鬱になった学生もいるとのことでした。

文科省は、改めて在校生には従来通りの支援が可能となる経過措置をとることを表明、同日におこなわれた全国立大学代表者による会議の場で、その旨を学生にも説明するよう要請したといます。

するとその数日後に当該大学で、経過措置について詳しく説明した文書が掲示板に張り出されました。これには、「みんなホッとして、なんだか明るくなった」「共産党すごい」と評判になっていると連絡がありました。

このほか、専門学校の学費納付期日が奨学金給付日、学費減免決定日より先に設定され、一時的に手持ち金が必要となるとの相談についても、文科省から説明を受けました。この点では、文科省が都道府県を通じて、制度適用となる専門学校に学費等納入期日の猶予を要請していることが判明しました。



文科省から説明を受ける大門参院議員と森、金田両氏

滋賀 公立大学については新入生も含めた現行支援が可能！

1月31日の滋賀県議団と民青同盟滋賀県委員会とがおこなった文科省要請では、公立大学について文科省が「従来と同等の地方財政措置をしているので、学生支援のあり方を自治体でよく考えてもらって実施をお願いしたい」と回答。つまり、修学支援制度に移行しても、自治体や大学独自に実施していた従来の授業料減免制度を、新入生も含めて実施することが可能であることがわかりました。

要請では、岡田太貴民青県委員長らが国立大学でも新入生を含めた支援の継続を訴えました。とりわけ、滋賀医大では全くの対象外になってしまう多浪生も多いことから、志ある者が経済的理由で医師への道を断たれることは、県内の医師確保にとっても重大な問題と、支援の継続を迫りました（本日付「しんぶん赤旗」近畿のページにも詳報）。

20 近畿ブロック事務所ニュース

TEL06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中】

No. 9 (2020. 2. 4.)